

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 第59号 (建築指導課) 1

告示

○液化石油ガス販売事業者の認定 第493号 (消防保安課) 2
○道路の区域の変更 第494号 (道路維持課) 2

公安委員会告示

○犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名の変更 第6号 (住民サービス課) 2

公告

○大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課) 3
○森林法第189条の規定による掲示 (森林保全課) 4
○公共測量の実施 (用地課) 5
○公共測量の終了 (同) 6
○開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 7
○落札者等の公示 (警察本部会計課) 7

規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十一月九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年愛知県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表(一)項中「第四十三條第一項ただし書」を「第四十三條第二項第二号」に、「第八十五條第三項若しくは第五項」を「第八十五條第三項、第五項若しくは第六項」に改める。

第十二条の二第二項中「図書は」を「図書又は書画は」に改め、同項の表(四)項(三)欄第一号中「及び第二号」を削り、同欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同欄第二号中「(一)項(三)欄第二号」を「(三)項(三)欄第二号」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

二 (一)項(三)欄第二号に掲げる図画

第十二条の二第二項の表(四)項を同表(七)項とし、同表(五)項(三)欄第一号中「及び第二号」を削り、同欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 (一)項(三)欄第二号に掲げる図画

第十二条の二第二項の表(四)項を同表(六)項とし、同表(四)項(三)欄第一号中「及び第二号」を削り、同欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同欄第二号中「(一)項(三)欄第二号」を「(三)項(三)欄第二号」に改め、同



号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

一 (二)項(5)欄第二号に掲げる図面

第十二条の二第一項の表(四)項を同表(五)項とし、同表(三)項(5)欄第一号中「及び第二号」を削り、同欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同欄第二号中「(二)項(5)欄第二号」を「(三)項(5)欄第二号」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

一 (二)項(5)欄第二号に掲げる図面

第十二条の二第一項の表(三)項を同表(四)項とし、同表(二)項(5)欄第一号中「及び第二号」を削り、同欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 (二)項(5)欄第二号に掲げる図面

第十二条の二第一項の表中(二)項を(三)項とし、(一)項(5)欄第一号を次のように改める。

一 (一)項(5)欄第一号に掲げる図面

第十二条の二第一項の表中(一)項を(二)項とし、同項の前に次の一項を加える。

(一)	法第四十三条第二項第一号	一 省令第一条の三第二項の表一に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図 二 省令第一条の三第一項の表一に掲げる立面図 三 省令第十条の四の二第二項に該当する場合にあつては、同項に規定する承諾書に押された印に係る印鑑証明書 四 その他知事が必要と認める図書
-----	--------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛知県告示第493号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第46条第2号に掲げる基準に適合していることについて認定した。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	代表者の氏名	所 在 地	認 定 年 月 日
株式会社宮田商店	代表取締役 宮田 昌明	刈谷市桜町4丁目4番地	平成 30.10.22

愛知県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		新 旧 別	区 間	敷地の幅員	延 長
県道	道場山安城線	旧	安城市福釜町蔵前25番地先から同192番5地先まで	m 7.5 ~ 8.2	km 0.217
		新	同	10.8 ~ 11.5	0.217

公安委員会告示

愛知県公安委員会告示第6号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、次の犯罪被害者等早期援助団体から代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があった。

平成30年11月9日

愛知県公安委員会委員長 佐 伯 卓

名 称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
公益社団法人被害者サポートセンターあいち	殿村 忠彦	田中 清隆	平成 30.11.10

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
代表取締役 森田 俊作
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フレスポ春日井
春日井市追進町2丁目1番5ほか1筆
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年6月17日
- 4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項		概 要		
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ヤマナカ		
	代表者の氏名	代表取締役 中野 義久		
	住所	名古屋市東区葵3丁目15番31号		
	その他小売業を行う者	未定		
店舗面積の合計		4,156m ²		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による	
		収容台数	180台	
	駐輪場	位置	縦覧による	
		収容台数	160台	
	荷さばき施設	位置	縦覧による	
		面積	168m ²	
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	
		容量	68.9m ³	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前8時		
	小売業を行う者の閉店時刻	午後11時		
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後11時30分まで		
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所	
		位置	縦覧による	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで		

5 届出の日

平成30年10月16日

6 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年11月9日（金）から平成31年3月11日（月）まで（日曜日、土曜日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

平成31年3月11日（月）

愛知県産業労働部商業流通課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を豊田市役所に掲示した。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊田市大平町長洞18の3	田沢喜曾松
同 大平町柿ノ道54	鈴木 幸江
同 大平町郷ヶ根27の1	伊藤 清助

(2) 通知の要旨

平成30年愛知県告示第326号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

2(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊田市大平町浜松山2の12、2の13及び2の37	堀 とう
同 大平町松根39	二村 峯松
同 大平町松根44	加藤善太郎

(2) 通知の要旨

平成30年愛知県告示第340号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を岡崎市役所に掲示した。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
岡崎市新居町字損手15の1及び字神浅2の6	中根 釦二
同 新居町字カゲナ19の1	中根 時雄
同 新居町字神浅48の3、字権登内16及び23、字荒田7の1及び14の2、字字頭10及び12の1、字マゴンタ16の5並びに字平津形50の2	中根 忠男
同 新居町字稲葉30の5	中根 忠男

(2) 通知の要旨

平成30年愛知県告示第360号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

2(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
岡崎市小美町字一本地12の1	磯谷 未吉

同 小美町字一本地12の6	安藤 博志
同 小美町字師走田27の3	中山 知治
岡崎市小美町字師走田27の14	安藤 茂春
同	安藤喜美代
同	甲斐 善信
岡崎市小美町字師走田31	志賀 藤男
同 小美町字師走田35	志賀お日露
同 小美町字久後畑2	志賀 辰蔵
同 小美町字河野43の4	高木 清武
同 小美町字河野78の1、80及び81並びに字入山手108の3	小美町内会
同 小美町字河野83の2	石川 智山
同 小美町字井ノ木沢11の1	小林 良三

(2) 通知の要旨

平成30年愛知県告示第383号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を豊橋市役所に掲示した。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊橋市城下町字築地ノ内89の3及び143の2	神藤 盛次
同	神藤 功
豊橋市城下町字南方部84	伊藤定次郎
同 雲谷町字ナベ山下4の3	福井振一郎

2 通知の要旨

平成30年農林水産省告示第732号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

測量地域	測量期間	測量方法
豊田市荒井町及び越戸町	平成30年10月18日から 平成31年2月28日まで	公共測量(数値図化)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、岡崎市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

測量地域	測量期間	測量方法
岡崎市	平成30年11月1日から 平成31年3月22日まで	公共測量(デジタル空中写真撮影)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
豊川市	平成30年9月13日から 平成31年3月20日まで	公共測量（デジタルマッピング）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
豊橋市清須町、前芝町、西浜町、梅藪町、川崎町、横須賀町、下五井町、下地町、大村町、高洲町、馬見塚町、富久縞町、問屋町、青竹町、小向町、吉川町、船町、築地町、錦町、八通町、往完町、牟呂町、牟呂大西町、牟呂水神町、神野新田町、神ノ輪町、柱七番町、山田町、前田南町1丁目、前田南町2丁目、向山町、三ノ輪町、伝馬町、豊岡町、中世古町、井原町、東田町、岩田町、牛川町、森岡町、石巻町、賀茂町、長瀬町、下条西町、下条東町、石巻本町、石巻小野田町、石巻西川町及び石巻平野町、豊川市弥生町1丁目、弥生町2丁目、塔ノ木町1丁目、塔ノ木町2丁目、花井町、東新町、新豊町1丁目、新豊町2丁目、東曙町、東豊町1丁目、東豊町2丁目、東豊町3丁目、東豊町4丁目、東豊町5丁目、正岡町、行明町、柑子町、瀬木町、土筒町、三谷原町、麻生田町、向河原町、二葉町、三上町、当古町、一宮町、大木町、豊津町、松原町、金沢町、江島町及び上長山町並びに新城市八名井、石田、一鍬田、豊島、野田、庭野、富沢、稲木、字二本松、字裏野、日吉、片山、徳定、上平井、矢部、富永、川路及び竹広	平成29年12月23日から 平成30年10月19日まで	公共測量（数値撮影、航空レーザ測量、数値図化及び写真地図作成）
岡崎市細川町、仁木町、岩津町、青木町、上里1丁目、上里2丁目、上里3丁目、大門1丁目、大門2丁目、大門3丁目、北野町、森越町、舩越町、日名西町、日名本町、中園町、八帖北町、矢作町、中岡崎町、八帖南町、渡町、六名南1丁目、天白町、東牧内町、赤浜町、中之郷町、下佐々木町、高橋町及び合歓木町、碧南市鷺林町、大堤町、流作町、矢縄町、舟江町、中江町、前浜町、稲荷町、河方町及び川口町、豊田市梅坪町、落合町、川田町、川端町、白浜町、陣中町、千石町、寺部町、百々町、中島町、東梅坪町、日之出町、平井町、扶桑町、水間町、荒井町、越戸町、枝下町、西広瀬町、平戸橋町、御船町、上川口町、下川口町、川下町、樽俣町、百月町、日面町、平畑町、築平町、石野町、	平成30年2月13日から 平成30年10月19日まで	公共測量（航空レーザ測量）

勘八町、国附町、富田町、東広瀬町、藤沢町、浅谷町、有間町、池島町、市平町、小渡町、上中町、笹戸町、閑羅瀬町、島崎町、下切町、時瀬町、大河原町、月原町、竜宮町、野見町、野見山町、榊塚東町、平和町、平山町、八幡町、配津町、渡合町、渡刈町、長興寺、川手町、畝部東町、瑞穂町、水源町、神明町、森町、秋葉町、室町、砂町、今町、広川町、幸町、御立町、元宮町、拳母町、宮前町、喜多町、岩倉町及び河合町、安城市村高町、小川町、木戸町及び藤井町並びに西尾市高落町、新村町、西浅井町、志貴野町、新渡場町、米津町、桜町、小間町、田貫町、中畑町、西小柳町、小栗町、奥田町、南奥田町及び港町

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
30知建 59-41	平成 30. 9. 28	佐藤 雄飛	大府市共西町7-148-1	知多郡東浦町大字森岡字新割木 7-5及び7-6
30尾建 96-43	30. 5. 29	株式会社スズマサ 代表取締役 鈴木 崇義	豊田市若草町2-10-11	豊明市間米町鶴根1193-97
29尾建 96-285	30. 3. 28	株式会社J-MAC 代表取締役 宮本 泰	名古屋市港区中川本町5-1-16	弥富市稲荷1-93ほか2筆
30尾建 96-49	30. 6. 11	加藤 千騎	名古屋市西区南堀越一丁目6-9	海部郡蟹江町大字蟹江新田字道 東49-2
30尾建 96-50	30. 6. 11	加藤 久統	海部郡蟹江町学戸7-140	海部郡蟹江町大字蟹江新田字道 東49-1
30尾建 96-101	30. 8. 22	武田 一子	日進市米野木町福成116	日進市米野木台6-1205の一部 及び6-1206の全部

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

平成30年11月9日

愛知県知事 大村 秀章

[契約担当部局の名称及び所在地]

愛知県警察本部総務部会計課 名古屋市中区三の丸二丁目1-1

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

①放置駐車違反処理システム機器の賃貸借契約 一式 ②平成30年8月30日 ③東京都港区港南2丁目15-3 NECキャピタルソリューション株式会社 ④174,026,880円 ⑤一般競争入札 ⑥平成30年7月17日

①録音・録画装置の購入及び取付け（1-2型） 2式 録音・録画装置の購入及び取付け（2-2型） 1式 録音・録画装置の購入及び取付け（3-4型） 6式 録音・録画装置の購入及び取付け（4-4型） 6式 既設装置増強（1-2型から3-4型への増強） 6式 既設装置増強（1-2型から4-4型への増強） 5式 既設装置増強（1-4型から4-4型への増強） 3式 既設装置増強（2-2型から3-4型への増強） 1式 既設装置増強（2-4型から4-4型への増強） 2式 既設装置カメラ増設 13台 ②平成30年9月5日 ③大阪市中央区馬場町3-15 西日本電信電話株式会社 ④71,820,000円 ⑤一般競争入札 ⑥平成30年7月24日

①オープンサーバCの賃貸借契約 一式 ②平成30年9月12日 ③東京都港区港南2丁目15-3 NECキャピタルソリューション株式会社 ④416,871,360円 ⑤一般競争入札 ⑥平成30年7月31日

①セキュリティ対策システム機器及び情報処理端末の賃貸借契約 一式 ②平成30年10月17日 ③東京都

港区港南2丁目15-3 NECキャピタルソリューション株式会社 ④841,612,032円 ⑤一般競争入札
⑥平成30年8月31日